

公立大学法人富山県立大学組織規程

平成27年4月1日制定

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 法人組織（第2条—第4条）
- 第3章 教育研究組織（第5条—第7条）
- 第4章 大学運営組織（第8条—第13条）
- 第5章 事務組織（第14条—第15条）
- 第6章 職制（第16条）
- 第7章 雜則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）に定めがあるものを除くほか公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する富山県立大学（以下「大学」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

第2章 法人組織

（役員）

第2条 法人に役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

（職員）

第3条 法人に職員を置く。

（理事会等）

第4条 法人に理事会及び経営審議会を置く。

第3章 教育研究組織

（学部等）

第5条 大学に工学部及び看護学部を置く。

2 工学部に機械システム工学科、知能ロボット工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、環境・社会基盤工学科、生物工学科及び医薬品工学科を置く。

3 工学部に全学の教養教育を担当する教養教育センターを置く。

4 看護学部に看護学科を置く。

（大学院）

第6条 大学に大学院を置く。

- 2 大学院に工学研究科（以下「工学研究科」という。）及び看護学研究科（以下「看護学研究科」という。）を置く。
- 3 工学研究科に機械システム工学専攻、知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻、環境・社会基盤工学専攻及び生物・医薬品工学専攻及び総合工学専攻を置く。
- 4 看護学研究科に看護学専攻を置く。
(看護学専攻科)

第6条の2 大学に看護学専攻科を置く。

- 2 看護学専攻科に公衆衛生看護学専攻及び助産学専攻を置く。
(附属施設)

第7条 大学に附属施設として附属図書館、地域連携センター、キャリアセンター、情報基盤センター、生物・医薬品工学研究センター及びDX教育研究センターを置く。

第4章 大学運営組織

(職員)

第8条 大学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 第1項に定める者のほか、大学に副学長その他必要な職員を置くことができる。
(福利厚生施設)

第9条 大学に福利厚生施設を置く。

(教育研究審議会)

第10条 大学に教育研究審議会を置く。

(教授会)

第11条 学部に教授会を置く。

(研究科委員会)

第12条 大学院に研究科委員会を置く。

(委員会)

第13条 大学に特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

第5章 事務組織

(事務局)

第14条 法人及び大学に、事務局を置き、次の課及び係を置く。

課	係
経営企画課	企画・広報グループ 総務係 財務係 新学部設置準備班
教務課	学生募集係 教務係 学生係 情報研究係

2 事務局に富山キャンパス事務部を置き、管理課及び教務学生課を置く。

(事務局の分掌事務)

第15条 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法人の経営にかかる総合的な企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 理事会、経営審議会及び教育研究審議会に関すること。
- (3) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (4) 秘書及び諸行事に関すること。
- (5) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- (6) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (7) 公印、文書及び物品の收受発送並びに文書の保存に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (9) 予算、予算経理、決算及び出納その他の会計に関すること。
- (10) 監査に関すること。
- (11) 施設設備の整備及び管理運営に関すること。
- (12) 広報に関すること。
- (13) 生物・医薬品工学研究センターの運営に関すること。
- (14) 教授会に関すること。
- (15) 大学改革に関すること。
- (16) 他の主掌に属しないこと。

2 教務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (2) 学生の入学、休学、転学、退学及び卒業に関すること。
- (3) 教育課程に関すること。
- (4) 学生の団体、集会、掲示及び印刷物等に関すること。
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) 附属施設（生物・医薬品工学研究センターを除く。）の運営に関すること。
- (7) 地域との連携及び研究情報の発信等に関すること。
- (8) 外部資金の受け入れに関すること。

3 富山キャンパス事務部は、富山キャンパスにおける事務を処理する。

4 富山キャンパス事務部管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (2) 秘書及び諸行事に関すること。
- (3) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 公印、文書及び物品の收受発送並びに文書の保存に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 予算、予算経理、決算及び出納その他の会計に関すること。
- (8) 監査に関すること。

- (9) 施設設備の整備及び管理運営に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 教授会に関すること。
- (12) 大学改革に関すること。
- (13) 他の主掌に属しないこと。

5 富山キャンパス事務部教務学生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (2) 学生の入学、休学、転学、退学及び卒業に関すること。
- (3) 教育課程に関すること。
- (4) 学生の団体、集会、掲示及び印刷物等に関すること。
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) 附属施設（生物・医薬品工学研究センターを除く。）の運営に関すること。
- (7) 地域との連携及び研究情報の発信等に関すること。
- (8) 外部資金の受け入れに関すること。

第6章 職制

(職及びその職務)

第16条 法人及び大学に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
学部長	学部の事務を掌理する。
研究科長	研究科の事務を掌理する。
看護学専攻科長	看護学専攻科の事務を掌理する。
学生部長	学生の厚生補導に関する事務を掌理する。
入試・学生募集部長	入学者の選抜及び学生の募集に関する事務を掌理する。
所長及び館長	附属施設の事務を掌理する。
教養教育センター長	教養教育センターの事務を掌理する。
主任教授	工学部の学科及び専攻の事務を掌理する。
看護学科長	看護学科の事務を掌理する。
看護学生科長	看護学科の学生の厚生補導に関する事務を掌理する。
看護研究・地域連携科長	看護学科の研究・地域連携に関する事務を掌理する。
教務職員	実験実習に従事する。
事務局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

富山キャンパス事務部長	富山キャンパス事務部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
班長	班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。
係長	係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。
副係長	係長を補佐するとともに、担当事務を処理する。
主幹及び副主幹	特命事項をつかさどる。
上席専門員、主任専門員及び主任	担当の事務を処理する。
技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主事	事務に従事する。
技能主事	事務及び技能労務に従事する。
技師	技術に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、その他必要な職を置く。

第7章 雜則

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、法人及び大学の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。